

学校教育法施行細則

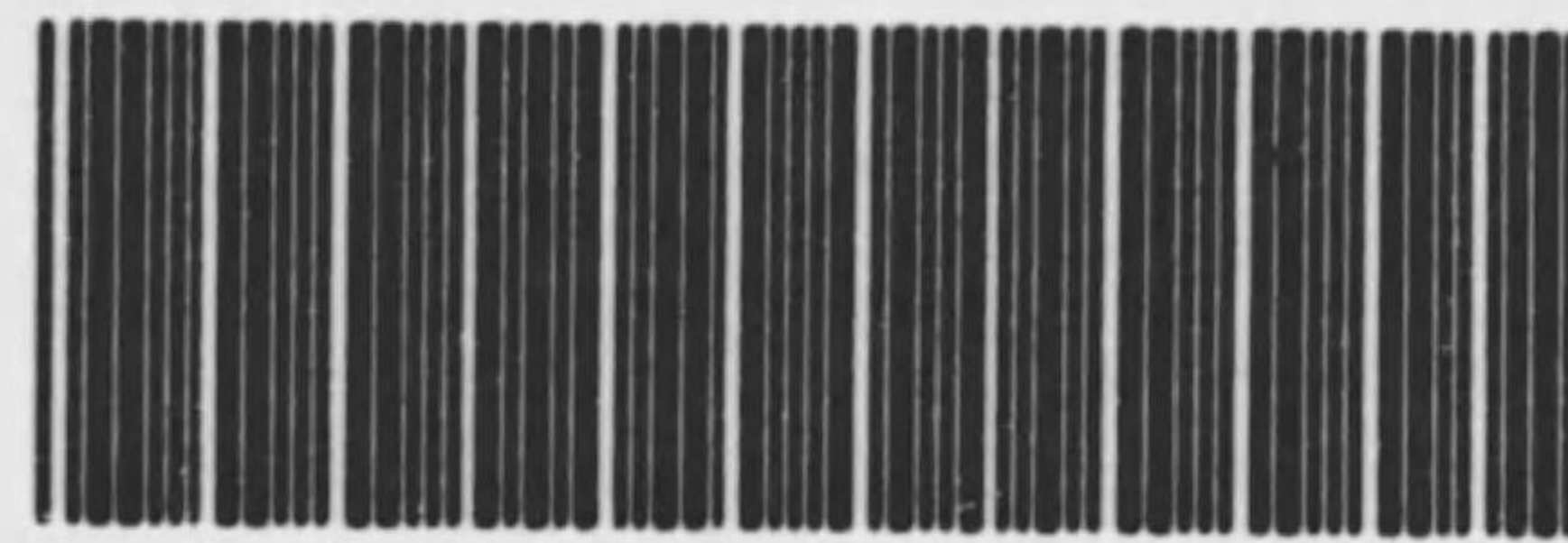
文部省学校教育局

国立国会図書館

昭22

CZ  
613  
01

禁電子式複写



\*0042592000\*

0042592-000

CZ-613-01

学校教育法施行規則


文部省学校教育局・著

〔文部省学校教育局〕

〔昭和22〕

AHD





564  
69

CZ  
613  
01

学校教育法施行規則

文部省学校教育局

613  
01

發行所寄贈本

# 学校教育法施行規則

(昭和二十二年五月二十三日  
文部省令第十一号)

## 第一章 総則

### 第一節 設置廃止

第一條 学校には、別に定める設置基準に従い、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、  
校具、体操場、図書館又は図書室その他の設備を設けなければならない。

学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

第二條 学校設置の認可を受けようとする者は、左の事項を記載した書類に、校地、校舎、体操場、  
寄宿舎等の図面を添え、監督廳に申請しなければならない。

一 目的

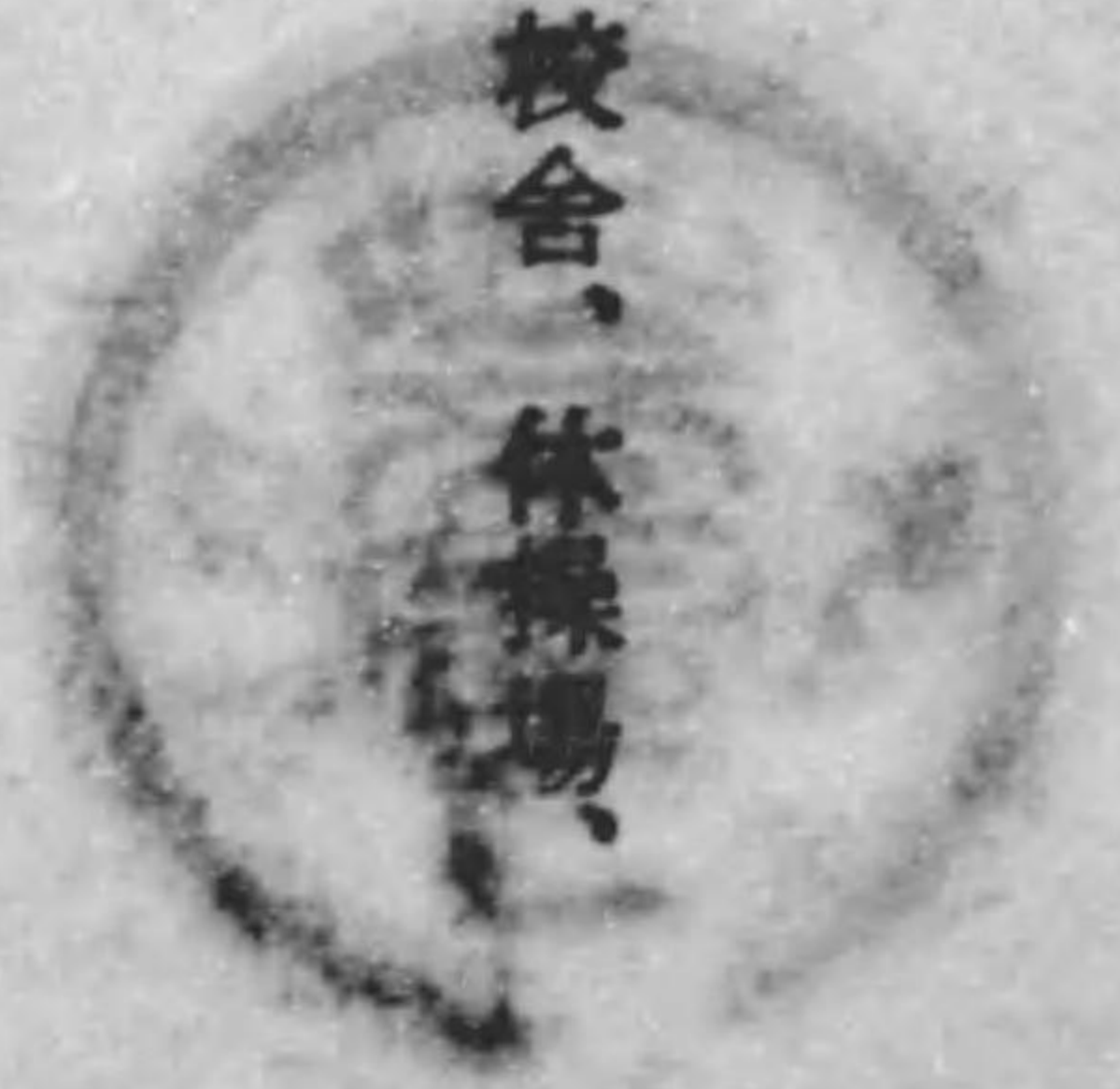
二 名称

三 位置

四 学則

五 経費及び維持方法

六 学校開設の時期



前項第一号から第三号までの変更は、監督廳の認可を受けなければならない。

第一項第四号及び第五号の変更は、監督廳に届け出なければならない。

第三條 前條の学則中には、少くとも、左の事項を記載しなければならない。

一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下休業日と称する。）に関する事項

二 部科の組織に関する事項

三 教科課程及び授業日時数に関する事項

四 試験及び課程修了の認定に関する事項

五 收容定員及び職員組織に関する事項

六 入学、退学、轉学、休学及び卒業に関する事項

七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

八 賞罰に関する事項

九 寄宿舍に関する事項

第四條 校地を増減し、又は校舎、体操場、寄宿舍等の増改築をしようとするときは、設置者において、その図面を添え、監督廳に届け出なければならない。

第五條 学校の設置者を変更しようとするときは、その設置者において、第二條第一項第一号から第五号までの事項及び変更の年月日を具し、監督廳の認可を受けなければならない。

第六條 学校を廃止しようとする者は、廃止の事由及び学生、生徒、児童又は幼児の処置方法を具し、監督廳の認可を受けなければならない。

第七條 学校教育法によつて設置義務を負う者の設置する学校の校数及び位置を変更しようとするときは、その設置者において、地方長官に届け出なければならない。

第二節 免許状及び資格

第八條 校長（学長を除く。）は、校長免許状を有する者でなければならない。

教諭は、教諭免許状を有する者でなければならない。

助教諭は、助教諭免許状を有する者でなければならない。

第九條 養護教諭は、養護教諭免許状を有する者でなければならない。

第十條 校長免許状及び教員免許状の種類、検定、授與、取上げその他に関する事項は、別にこれを定める。

第十一條 学長、教授、助教授及び助手の資格に関する事項は、別にこれを定める。

第三節 衛生懲戒その他

第十二條 身体検査、健康相談、疾病の予防措置、学校給食その他衛生養護の施設に関する事項は、別にこれを定める。

第十三條 懲戒は、学校の種類に應じ、学校がこれを行う。但し、退学は、左の各号の一に該当する

場合に限る。

- 一 品行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者

第十四條 私立学校が、校長を定め、監督廳に届け出るに當つては、その履歷書を添えなければならぬ。

第十五條 学校において備えなければならない表簿は、概ね次の通りとする。

- 一 学校に關係のある法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医視察簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歷書、出勤簿並びに担任教科及び時間表
- 四 学籍簿、出席簿及び身体検査に関する表簿
- 五 入学考査及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書、機械器具、標本、模型等の教具の目録

#### 七 往復文書処理簿

前項の表簿中、学籍簿は十五年以上、その他の表簿は五年以上、これを保存しなければならない。

学校が廃止又は閉鎖された場合には、国立又は公立の学校にあつてはその設置者において、私立学校にあつてはその監督廳において、学籍簿を保管しなければならない。

## 第二章 小学校

### 第一節 設備編制

第十六條 小学校の設置基準は、この節に規定するものの外、別にこれを定める。

第十七條 小学校においては、特別の事情のあるときは、分校を設けることができる。

前項の分校を設けた場合においては、その設置者は、地方長官に届け出なければならない。

第十八條 小学校の一学級の児童数は、五十人以下を標準とする。但し、特別の場合においては、この標準を超えることができる。

第十九條 小学校の学級は、同学年の児童で編制することを原則とする。但し、特別の場合においては、数学年の児童を一学級に編制することができる。

全校の児童を一学級に編制する小学校は、これを單級小学校とし、二学級以上に編制する小学校は、これを多級小学校とする。

第二十條 小学校の学級の編制は、その設置者において、地方長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第二十一條 小学校においては、特別の事情のあるときは、二部授業を行うことができる。

前項の二部授業を行う場合においては、設置者は、その事情及び期間を具し、地方長官に届け出なければならぬ。

第二十二條 小学校においては、校長の外、各学級毎に専任の教諭一人以上を置かなければならぬ。但し、特別の事情のあるときは、校長が教諭を兼ね、助教諭を以て、教諭に代えることができる。

第二十三條 小学校においては、特定の教科を担当するため、必要な数の教員を置くことができる。

### 第二節 教科

第二十四條 小学校の教科は、國語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、体育及び自由研究を基準とする。

第二十五條 小学校の教科課程、教科内容及びその取扱については、学習指導要領の基準による。

第二十六條 児童が身体の状態によつて履修することのできない教科は、これを課さないことができる。

第二十七條 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当つては、児童の平素の成績を審査して、これを定めなければならない。

第二十八條 校長は、小学校の全課程を修了したと認めたる者には、卒業証書を授與しなければならない。

第二十九條 小学校の教科用図書は、文部大臣の検定又は認可を経たもの若しくは文部大臣が著作権を有するものを使用しなければならない。

### 第三節 就学

第三十條 市町村長は、毎年十二月一日の現在により、その市町村内に居住する子女で、翌年四月一日において、その年齢が就学の始期に達する者を調査して、第一号表の様式により、十二月末日までに、その学齢簿を編製しなければならない。

第三十一條 市町村長は、学齢簿の編製後三月末日までに、その年の四月一日において就学の始期に達する子女が、その市町村に來住した場合には、速かに、これを学齢簿に記入しなければならない。市町村長は、学齢児童で、その市町村に來住した者があるときは、速かに、その児童の就学の始期に達した年の学齢簿に記入しなければならない。

市町村長は、学齢簿に登載した児童で、左の各号の一に該当する者があるときは、速かにこれを消さなければならない。

一 児童が死亡したとき

二 児童が市町村外に轉住したとき

三 児童の居所が三年以上分明でないとき

市町村長は、前項第二号に該当する者があるときは、学齢簿の謄本を児童の轉住地の市町村長に

送付して、轉住地の市町村長より、來住した旨の報告があつたときに、これを消さなければならぬ。

前項の規定によつて学齡簿の謄本の送付を受けた市町村長は、速かに、これを学齡簿に記入し、謄本を送付した市町村長に対して、この手続が完了した旨又は兒童の來住しない旨を通知しなければならぬ。

第二項及び第三項の外、学齡簿の記載事項に異動を生じたときは、速かに、これを加除訂正しなければならぬ。

第三十二條 市町村長は、兒童の入学期日を一月末日までに、その保護者に通知しなければならぬ。

市町村、市町村学校組合又は町村学校組合の使用に係る小学校が二校以上ある場合には、市町村長は、前項の通知をなすに當つて、兒童の入学する学校を指定しなければならぬ。但し、兒童の保護者は、正当な理由のある場合には、その兒童を入学させようとする小学校を選んで、これを市町村長に申し立てることができる。

第三十三條 市町村長は、前條の規定により通知した兒童の氏名及び入学期日を、速かに、關係校長に通知しなければならぬ。その通知をした後、兒童の就学に関して、異動を生じたときも、また同様とする。

第三十四條 兒童の保護者が、その兒童を、その居住する区域の市町村、市町村学校組合又は町村学校組合の設置する小学校以外の学校に入学させようとするときは、公立学校にあつては管理者、その他の学校にあつては校長の承諾書を添え、その兒童の居住する区域の市町村長に届け出なければならぬ。

第三十五條 兒童が、市町村外に轉住した場合においては、その保護者は、その居住する区域の市町村長に届け出なければならぬ。

第三十六條 校長は、別に定める様式によつて、兒童の学籍簿を編製しなければならない。

第三十七條 校長は、在学兒童の出席簿を作り、その出席状況を明かにしなければならない。

第三十八條 校長は、第三十三條の規定により通知を受けた兒童の中、入学期日後七日以内にその小学校に入学しない者があるときは、その氏名を、その兒童の居住する区域の市町村長に報告しなければならぬ。

第三十九條 在学中の学齡兒童で、正当の事由なく、引き続き七日間欠席した者があるときは、校長は、速かに、その保護者に対して、兒童を出席させるように通知し、なお引き続き七日以上出席させないときは、その旨をその兒童の居住する区域の市町村長に報告しなければならない。

第四十條 市町村長において、前二條の規定による報告を受けたときは、その兒童の保護者に対して、その兒童の就学又は出席を督促しなければならない。



前項の規定により、二回以上の督促をしても、なお就学又は出席をさせないときは、市町村長は、その旨を地方長官に報告しなければならない。

地方長官において、前項の規定による報告を受けたときは、その児童の保護者に対して、その児童の就学又は出席を督促しなければならない。

第四十一条 校長は、毎学年の終りに、その全課程を修了した児童の氏名を、速かに、その児童の居住する区域の市町村長に報告しなければならない。

第四十二条 学齢児童で、学校教育法第二十三条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村長に願ひ出なければならない。この場合においては、医師の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

市町村長は、前項の願出があつた場合においては、理由を具し、速かに、地方長官の認可を受けなければならない。

第四十三条 国立又は私立の小学校に在学する児童で、その課程を修了しないで退学したときは、その校長及び児童の保護者は、その旨をその児童の居住する区域の市町村長に届け出なければならない。

#### 第四節 学年及び授業日

第四十四条 小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

小学校の学期は、地方長官が、これを定める。

第四十五条 小学校の授業日数は、毎学年二百三十五日以上とする。

第四十六条 授業終始の時刻は、校長が、これを定める。

第四十七条 小学校における休業日は、次の通りとする。

- 一 一月一日及び國の定める祭日、祝日
  - 二 日曜日
  - 三 夏季、冬季、学年末、農繁期その他において地方長官が定めたる日
- 第四十八条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、この旨を、地方長官に報告しなければならない。

#### 第五節 職員

第四十九条 公立小学校の助教諭の進退及び懲戒処分に関する規程は、地方長官が、これを定める。

第五十条 公立小学校の助教諭の進退は、地方長官が、これを行う。

前項の助教諭の俸給、旅費その他の諸給與並びにその支給方法は、地方長官が、これを定める。

### 第三章 中学校

第五十一条 中学校の設置基準は、この章に定めるものの外、別にこれを定める。

第五十二條 中学校においては、各学級毎に、教諭二人を置くことを基準とする。

第五十三條 中学校の教科は、これを必修教科と選択教科に分ける。

第五十四條 必修教科は、國語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、体育及び職業を基準とし、選択教科は、外國語、習字、職業及び自由研究を基準とする。

第五十五條 第十七條から第二十一條まで、第二十二條但書、第二十三條及び第二十五條から第五十條までの規定は、中学校に、これを準用する。

#### 第四章 高等学校

##### 第一節 設備、編制、学科及び教科

第五十六條 高等学校の設備、編制及び学科の種類は、別に定める高等学校設置基準による。

第五十七條 高等学校の教科に関する事項は、学習指導要領の基準による。

第五十八條 高等学校の教科用図書は、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するものを使用しなければならない。

前項に規定する教科用図書のない場合に使用すべき教科用図書は、校長が、これを定める。

##### 第二節 入学、退学、轉学、休学及び卒業

第五十九條 高等学校の入学は、校長が、これを許可する。

入学志願者数が、入学定員を超過した場合には、入学試験を行うことができる。

第六十條 第二学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

前項の入学者の学力は、その学年の程度で、これを検定する。

第六十一條 他の高等学校に轉学を志望する生徒のあるときは、校長は、正当の事由があると認められた場合には、その事由を具し、生徒の在学証明書及び学籍簿の謄本を轉学先の校長に送付し、轉学先の校長は、欠員のある場合には、轉学を許可することができる。

特別の時期及び時間において授業を行う課程（定時制の課程と称する。）より通常の課程への轉籍又は轉学については、試験を行い、学力に應じて、相当学年に轉入することができる。

第六十二條 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

第六十三條 学校教育法第四十七條の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

- 一 外國において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部大臣の指定した者
- 三 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

##### 第三節 通信教育その他

第六十四條 通信教育に関する事項は、別にこれを定める。

第六十五條 第二十七條、第二十八條及び第四十四條から第五十條までの規定は、高等学校に、これを準用する。

### 第五章 大学

#### 第一節 設備、編制、学部及び学科

第六十六條 大学(大学院を含む。)の設備、編制、学部及び学科の種類並びに学士に関する事項は、別に定める大学設置基準による。

#### 第二節 入学、退学、轉学、休学、卒業その他

第六十七條 学生の入学、退学、轉学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。

第六十八條 学位に関する事項は、別にこれを定める。

第六十九條 学校教育法第五十六條の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

- 一、外國において、学校教育における十二年の課程を修了した者
- 二、文部大臣の指定した者
- 三、その他大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第七十條 学校教育法第五十七條第二項(第六十七條において準用する場合を含む。)の規定により大学の専攻科(大学院を含む。)入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、左の各号の一に該当する者とする。

- 一、外國において、学校教育における十六年の課程を修了した者
- 二、文部大臣の指定した者
- 三、その他大学の専攻科(大学院を含む。)において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第七十一條 公開講座に関する事項は、別にこれを定める。

第七十二條 第二十八條、第四十四條第一項及び第六十四條の規定は、大学に、これを準用する。

### 第六章 特殊教育

第七十三條 盲学校、聾学校及び養護学校については、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園に準じ、別にこれを定める。

### 第七章 幼稚園

第七十四條 幼稚園の設置基準は、別にこれを定める。

第七十五條 教諭一人の保育する幼児数は、約四十人以下とする。

第七十六條 保育日数及び保育時数は、保育要領の基準により、園長が、これを定める。

第七十七條 第二十五條、第二十六條、第四十四條及び第四十六條から第五十條までの規定は、幼稚園に、これを準用する。

### 第八章 雜則

第七十八條 第二條から第六條まで及び第十三條から第十五條までの規定は、各種学校に、これを準用する。

第七十九條 町村制を施行していない地域においては、この省令における町村、町村学校組合、町村長及び町村学校組合管理者に関する規定は、その地域におけるこれに準すべきものに、これを適用する。

前項の地域において、この省令により難い事項のあるときは、地方長官は、特別の処分をすることが出来る。

第八十條 この省令における市には、東京都の区を含むものとする。

### 附則

第八十一條 この省令は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

第八十二條 左に掲げる省令は、これを廃止する。

#### 国民学校令施行規則

国民学校教員及び国民学校養護教員の資格に関する特別施行規則

国民学校令施行規則第五十三條ノ規定ニ依ル学級又ハ学校ノ編制ニ關スル規程

昭和十九年文部省令第二十五号

国民学校令施行規則第四百條第一号ノ学校又ハ養成所ノ指定ニ關ズル規則

六大都市立学校幼稚園ニ關スル許可特例

青年学校令施行規則

中学校規程

中学校及高等女学校ノ養護学級ノ編制ニ關スル規程

高等女学校規程

実業学校規程

師範学校規程

高等師範学校及女子高等師範学校規程

青年師範学校規程

公私立專門學校規程

官立纖維專門學校規程

官立農業專門學校規程

官立經濟專門學校規程

官立醫學專門學校規程

官立藥學專門學校規程

官立工業專門學校規程

官立水產專門學校規程

官立外事專門學校規程

東京醫學齒學專門學校規程

東京美術學校規程

東京音樂學校規程

東京體育專門學校規程

東京農業教育專門學校規程

高等學校規程

大學規程

公立私立盲學校及聾啞學校規程

東京盲學校規程

東京聾啞學校規程

幼稚園令施行規則

私立學校令施行規則

昭和十九年文部省令第十三号

中學校高等女學校教員檢定規程

教員檢定受驗資格認定學校ニ關スル規則

中學校高等女學校教員無試驗檢定許可規程

明治四十一年文部省令第七号

昭和七年文部省令第十六号

明治三十三年文部省令第十五号

青年學校教員資格規程

實業學校教員檢定ニ關スル規程

大正十一年文部省令第二十九号

高等學校教員規程

高等学校教員規程ノ臨時措置ニ關スル件

第八十三條 従前の規定による師範学校、高等師範学校及び女子高等師範学校の附属国民学校及び附属幼稚園は、夫々これを学校教育法による小学校及び幼稚園とみなす。

従前の規定による盲学校及び聾啞学校の初等部並びにその予科は、夫々これを学校教育法による盲学校及び聾学校の小学部並びに幼稚部とみなす。

第八十四條 従前の規定による高等師範学校の附属中学校、女子高等師範学校の附属高等女学校、中学校、高等女学校及び実業学校並びに盲学校及び聾啞学校の中等部には、夫々学校教育法による中学校並びに盲学校及び聾学校の中学部を併置したものをみなす。

第八十五條 従前の規定による師範学校、高等師範学校、女子高等師範学校及び青年師範学校については、次に定めるものの外、なお従前の例による。

師範学校は、小学校及び中学校の教員たるべき者を養成することを目的とする。

師範学校には、附属小学校及び附属中学校を置く。

師範学校には、附属幼稚園を置くことができる。

特別の事情のある場合においては、公立又は私立の小学校及び中学校を以て、附属小学校及び附属中学校に代用することができる。

高等師範学校には、学校教育法による附属中学校及び附属小学校を置く。

女子高等師範学校には、学校教育法による附属中学校を置く。

女子高等師範学校には、附属小学校及び附属幼稚園を置くことができる。

青年師範学校には、附属中学校を置くことができる。

特別の事情のある場合においては、公立又は私立の中学校を以て、附属中学校に代用することができる。

第八十六條 東京農業教育専門学校には、附属中学校を置く。

第八十七條 文部大臣は、学校長の申出により、前三條の規定による附属中学校を置く教員養成諸学校の教授たる文部教官の中から、附属中学校主事を命じ、その事務を掌らせることができる。

前項の規定による師範学校及び青年師範学校の附属中学校主事は、その学校の所在地の属する都道府県内における中学校教育に属する学事を視察することができる。

前項の規定による視察については、教員養成諸学校官制第十三條第三項の規定を準用する。

第八十八條 従前の規定による国立又は私立の高等学校で、尋常科を置くものは、中学校を併置することができる。この場合においては、第九十二條に規定する中等学校第一学年修了者及び中等学校第二学年修了者に関する項の規定を準用する。

第八十九條 私立学校令によつてのみ設立された学校（別に定めるものを除く。）は、これを学校教育法第八十三條の規定による各種学校とみなす。

第九十條 前七條に規定するものの外、この省令適用の際、現に存する従前の規定（国民学校令施行規則を除く。）による学校は、第八十二條の規定にかかわらず、別に定めるものの外、教育基本法の趣旨に則り、なお従前の例による。

第九十一條 学校教育法第九十八條の規定により、従前の規定による学校が、従前の規定による他の学校になる場合においては、別に定めるものの外、なお従前の例による。

第九十二條 この省令適用の際、左表の上欄に掲げる学校の課程を修了した者は、これを下欄のように編入し、又は入学させる。

国民学校（師範教育令による附属国民学校並びに盲学校及聾学校令による盲学校及び聾学校の初等部を含む。） 国民学校に準ずる各種学校又は国民学校に類する各種学校の初等科の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による小学校又は中学校へ編入し、又は入学させる学年
第一学年を修了した者	小学校第二学年
第二学年を修了した者	小学校第三学年
第三学年を修了した者	小学校第四学年
第四学年を修了した者	小学校第五学年
第五学年を修了した者	小学校第六学年

第六学年を修了した者  
中学校第一学年

国民学校初等科修了を入学資格とする中等学校（師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校並びに盲学校及聾学校令による盲学校及び聾学校の中等部を含む。）の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による中学校へ編入する学年
第一学年を修了した者	第二学年
第二学年を修了した者	第三学年

この省令適用の際、左表の上欄に掲げる学校の課程を修了した者は、これを下欄のように編入することができる。

国民学校高等科（師範教育令による附属国民学校高等科を含む。）及び青年学校普通科（師範教育令による附属青年学校の普通科を含む。）の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による中学校へ編入できる学年
第一学年を修了した者	第二学年
第二学年を修了した者	第三学年

国民学校特修科又は青年学校本科の左記学年の課程を修了した者	学校教育法による中学校へ編入できる学年
第一学年を修了した者	第三学年

国民学校高等科修了を入学資格とする中学校、高等女学校及び実業学校の第一学年に入学した者は、これを学校教育法による中学校の第三学年に入学した者とみなす。

幼稚園令による幼稚園（師範教育令による附属幼稚園及び盲学校及聾啞学校令による盲学校及び聾啞学校の初等部の予科を含む。）に在園する幼児は、これをそのまま学校教育法による幼稚園に編入する。

私立学校令によつてのみ設立された学校（別に定めるものを除く。）に在学する者は、これを学校教育法第八十三條の規定による各種学校の在学者として、編入する。

第九十三條 従前の規定による中学校、高等女学校及び実業学校は、この省令適用の日以後、新に第三学年以下に生徒を入学させることはできない。但し、昭和二十二年度に限り、国民学校高等科修了を入学資格とするものにあつては、この限りではない。

第九十四條 尋常小学校卒業生及び国民学校初等科修了者は、これを学校教育法による小学校の卒業者とみなす。

国民学校高等科、国民学校特修科及び青年学校普通科修了者は、これを学校教育法による中学校の第二学年修了者とみなす。

前二項に規定するものの外、従前の規定による学校の卒業生の資格については、別にこれを定める。

第九十五條 学校教育法第九十八條に規定する学校に係る教員免許状の效力、授與その他に関しては、第八十二條の規定にかかわらず、当分の間、別に定めるものの外、なお従前の例による。

第九十六條 校長、園長、教諭又は助教諭には、第八條の規定にかかわらず、当分の間、夫々校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状又は助教諭仮免許状を有する者を充てることができる。

第九十七條 養護教諭には、第九條の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭仮免許状を有する者を充てることができる。

第九十八條 左の各号の一に該当する者は、これを校長仮免許状又は園長仮免許状を有する者とみなす。

一 この省令適用の際、現に中学校、高等女学校、実業学校、青年学校、国民学校、国民学校に類する各種学校、国民学校に準ずる各種学校又は幼稚園の学校長又は園長の職にある者

二 従前の規定により、従前の学校の学校長又は幼稚園の園長となることができる者

第九十九條 左の各号の一に該当する者は、これを小学校教諭仮免許状を有する者とみなす。



- 一 國民学校本科教員免許状又は國民学校専科教員免許状を有する者
  - 二 國民学校初等科教員免許状を有する者
  - 三 青年師範学校又は青年学校教員養成所を卒業した者
  - 四 この省令適用の際、現に文部教官又は地方教官たる青年学校教員
  - 五 中等学校教員免許状、実業学校教員免許状又は高等学校高等科教員免許状を有する者
  - 六 明治三十三年文部省令第十五号第二條ノ二に規定する資格を有し、この省令適用の際、現に実業学校教員の職にある者 但し、同條第三号に該当する者の中、実習教授を担当する者を除く。
  - 七 大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校の教員の経歴を有する者
  - 八 学士の称号を有する者
  - 九 高等学校高等科又は専門学校を卒業した者若しくは大学予科を修了した者
  - 十 その他文部大臣の指定した者
- 第百條 左の各号の一に該当する者は、これを小学校助教諭仮免許状を有する者とみなす。
- 一 國民学校本科準教員免許状又は國民学校初等科準教員免許状を有する者
  - 二 前條に規定する資格を有しないで、この省令適用の際、現に國民学校助教諭の職にある者
  - 三 この省令適用の際、現に文部教官又は地方教官としてではなく、青年学校教員の職にある者
  - 四 中等学校を卒業した者

- 五 公立私立学校認定ニ關スル規則によつて認定された学校の卒業生、専門学校入学者檢定規程による試験檢定に合格した者及び一般専門学校への入学に關し無試験檢定を受ける資格を有する者
  - 六 前條第六号但書に規定する者
  - 七 その他文部大臣の指定した者
- 第百一條 左の各号の一に該当する者は、これを中学校教諭仮免許状を有する者とみなす。
- 一 第九十九條第一号及び第三号から第九号までに規定する者
  - 二 この省令適用の際、前号の資格を有しないで、現に中等学校教員の職にある者 但し、第九十九條第六号但書に規定する者を除く。
  - 三 この省令適用の際、現に文部教官又は地方教官たる青年学校教員
  - 四 その他文部大臣の指定した者
- 第百二條 左の各号の一に該当する者は、これを中学校助教諭仮免許状を有する者とみなす。
- 一 第九十九條第六号但書に規定する者
  - 二 その他文部大臣の指定した者
- 第百三條 左の各号の一に該当する者は、これを養護教諭仮免許状を有する者とみなす。
- 一 國民学校養護教員免許状を有する者
  - 二 國民学校令施行規則第百四條第一項の規定により文部大臣の指定した学校又は養成所を卒業し

た者

三 看護婦免状を有し、国民学校本科教員免許状又は国民学校初等科教員免許状若しくは国民学校専科教員免許状を有する者

四 その他文部大臣の指定した者

第四百四條 左の各号の一に該当する者は、これを幼稚園教諭仮免許状を有する者とみなす。

一 幼稚園教員免許状を有する者

二 第九十九條第一号から第九号まで及び前條第一号から第三号までの各号の一に該当する者

三 その他文部大臣の指定した者

第四百五條 左の各号の一に該当する者は、これを幼稚園助教諭仮免許状を有する者とみなす。

一 第一百條第一号、第二号及び第四号から第六号までの各号の一に該当する者

二 その他文部大臣の指定した者

第四百六條 盲学校、聾学校及び養護学校の中学部、小学部及び幼稚部の教諭、養護教諭並びに助教諭については、第九十九條からの前條までに規定するものの外、なお従前の例による。

第四百七條 仮免許状の取上げに関する事項は、別にこれを定める。

第四百八條 学校教育法第一百五條の規定による通信教育については、別にこれを定める。

第四百九條 従前の規定による盲学校及び聾啞学校の中等部、初等部及びその予科は、第七十三條の規

定にかかわらず、当分の間、中学校、小学校及び幼稚園に準じ、なお従前の例によることができる。

第一百十條 校地を増減し、又は校舎、体操場、寄宿舎等の増改築をしようとするときは、第四條の規定にかかわらず、当分の間、設置者において、その図面を添え、監督官の認可を受けなければならぬ。



